

「日本遺産 (Japan Heritage)」認定・評価実施細則

平成27年4月16日
文化庁次長決定
平成30年4月17日
一部改正
令和元年10月1日
一部改正
令和2年5月12日
一部改正
令和3年4月9日
一部改正
令和4年12月23日
一部改正
令和6年7月22日
一部改正

1. ストーリー

日本遺産又は候補地域として認定するストーリーは、以下の点を満たす内容とする。

- (1) 歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたものであること。
- (2) ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマが設定されており、建造物や遺跡・名勝地、祭り等、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること。
- (3) 単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。
- (4) その地域の歴史や文化財に関する専門的知識を持たない人にも理解できる説明ぶりであり、人々の興味や関心を引き起こすような構成であること。

2. 構成文化財

- (1) 日本遺産又は候補地域の申請者は、ストーリーとともに、ストーリーを語る上で不可欠な、地域の魅力ある有形・無形の文化財群（以下「構成文化財」という。）の一覧を作成するものとする。
- (2) 構成文化財は、地域に受け継がれている有形・無形のあらゆる文化財を対象とし、地方指定や未指定の文化財も可能とする。
- (3) 日本遺産のストーリーが我が国の文化・伝統を語るものであることから、文化財群の中に国指定・選定のものを必ず一つは含めることとする。

3. 委員会の組織及び運営

- (1) 委員は、学識経験のある者のうちから、文化庁長官が委嘱する。
- (2) 委員会に、委員長を置く。委員長は委員の互選により選任する。
- (3) 委員会に、副委員長を置く。副委員長は委員長が選任する。
- (4) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- (5) 議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- (6) 委員長は、やむを得ない事由により会議を開くことのできない場合においては、書面を委員に送

付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
(7) 委員長は、必要に応じ、委員会に日本遺産アドバイザーを置くことができる。日本遺産アドバイザーは、委員長の選任に基づき、文化庁長官が委嘱する。

4. 申請者

申請を行うにあたっては、本事業の趣旨等に鑑み、申請者となる市町村は、ストーリーが単一の市町村内で完結する場合は、(1)及び(2)を、ストーリーが複数の市町村にまたがる場合は、(1)を満たすこととする。なお、ストーリーが複数の市町村にまたがる場合は、ストーリーがまたがる全ての市町村において(2)の条件を満たすことが望ましい。

(1) その区域内にストーリーを構成する上で不可欠な文化財が所在していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア. 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3に基づき認定された「文化財保存活用地域計画」を策定していること、又は文化審議会文化財分科会企画調査会報告書(平成19年10月)において作成が提唱されている「歴史文化基本構想」を策定していること。

イ. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条に基づき認定された「歴史的風致維持向上計画」を策定していること。

ウ. 世界文化遺産の構成資産を有していること。

エ. 世界文化遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有していること。

オ. 世界文化遺産暫定一覧表候補案件の構成資産を有していること。

カ. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)第4条又は第12条に基づき認定された「拠点計画」又は「地域計画」を策定していること(当該市町村が認定計画の申請者となっている場合に限る。)

5. 提出

申請に当たっては、別に定める様式を作成し提出するものとする。